

声 明

福島県人事委員会は、本日、民間給与との較差 10,334 円 (2.80%) を埋めるため、若年層に重点を置きつつ全ての号給の給料月額を引き上げ、一時金については、支給月数を 0.15 月引き上げ、年間 4.60 月とする勧告を行った。

月例給・一時金の引上げは 3 年連続、月例給の引上げが 2% を超えたのは 1992 年以来 32 年ぶりであり、昨年を上回る水準で中高年齢層を含む全世代で月例給の引上げ改定を勧告したことは、組合員の期待に一定程度応える内容と言える。

また、一時金について、支給月数の引上げが国を上回る 0.15 月となり、実に 18 年ぶりに国と同等の支給月数となったことは我々の切実な要求に応えるものであり評価できる。

一方で、月例給について若年層と中高年齢層の改定率に大きな格差があることは、給与のフラット化がより進行するものであり、今後の給与のあり方に課題を残すものとなった。また、一時金について、引上げ分が期末手当より勤勉手当に厚く配分されたことは遺憾である。加えて、寒冷地手当の支給地域見直しや配偶者にかかる扶養手当の廃止など、地域や職員によっては減額となる内容を勧告したことは、物価高騰下の組合員の生活実態を踏まえれば、納得できるものではない。

一方、人事管理の課題に関する報告では、長時間労働の是正について、職員の超過勤務時間は依然として高い水準が続いているものの、「超勤縮減の取組によってもなお、改善が図られない場合には、任命権者において業務量に応じた柔軟な職員配置や人員確保などの検討が必要」とし、「本委員会としても、必要な調査・指導等を適切に行い、長時間労働の是正を図っていく」としているが、真に実効性のある具体策に欠け、喫緊の課題とした私たちの要求からすれば、不十分である。

また、教職員の長時間労働についても、2024 年度からスタートさせた「教職員働き方改革アクションプラン」に触れ「臨検等を通して教職員の勤務実態や取組状況の把握に努め、多忙化解消に向けた計画の進捗状況を引き続き注視していく」ととどまったことは、具体的業務削減が進まず、多忙化解消の実感がない職場実態や教職員の切実な思いとは乖離した内容と言わざるを得ない。

県人事委員会には、真に実効性のある具体策と労働基準監督機関としての機能・役割の発揮を求める。

今後は、県当局による勧告の取り扱いが焦点となる。

課題もある報告・勧告ではあるが、県公務員共闘会議は、勧告の早期完全実施を求めていく。併せて、昇給・昇格制度や諸手当の改善、業務量に見合う人員確保と長時間労働の解消、両立支援策の拡充、メンタルヘルス対策やハラスメント対策の強化、臨時・非常勤職員の賃金・処遇改善など、要求前進に向け、2024 秋季確定闘争を全力で取り組むこととする。

2024 年 10 月 2 日

福島県公務員労働組合共闘会議
議長 澤村 英行